

2022年12月1日

お客さま各位

鳥取信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の自動解約について

平素より、格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

鳥取信用金庫（理事長 田村博信）では、2023年4月1日（土）以降、最後のお預入れ又は払戻しから2年以上、一度もお取引のない口座を「未利用口座」として取り扱いさせていただきます。

「未利用口座」として取り扱いさせていただきます場合には、一定の条件のもと「未利用口座管理手数料」（以下、「手数料」という。）をご負担いただきます。

また、対象口座の残高が手数料以下となる場合には、残高全額を手数料に充当のうえ、口座を自動解約させていただきます。

なお、「未利用口座」はあくまでも2年以上の長期にわたりご利用のない普通預金口座を対象とするものであり、常日頃からお預入れ、払戻しまたは口座振替等のお取引をされている口座が対象となることはありません。

記

対象口座	普通預金口座 ※総合口座、無利息型普通預金、通帳レス口座を含みます。 ※盗難・紛失等によりご利用が停止されている口座も対象となります。
未利用口座適用条件	2023年4月1日（土）以降、最後のお預入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および本手数料の引落しを除く）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない口座
適用対象外条件	① 該当口座の残高が10,000円以上ある場合 ② 後見支援預金口座、教育資金贈与預金口座 ③ 同一店舗内で他の金融資産がある場合（定期性預金、投資信託、保険、国債等） ④ 融資取引がある場合（カードローン契約を含む） ⑤ 当金庫の会員である場合 ⑥ 未成年（18歳未満）である場合
未利用口座管理手数料のご案内	・未利用口座の対象となった場合には、事前にお届けのご住所へ文書でご案内させていただきます。 ※「ご案内」が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。 ・ご案内を差し上げて一定期間経過後（3ヶ月程度）もご利用がない場合に手数料をご負担いただきます。
口座の自動解約	未利用口座の残高が本手数料以下の場合、口座残高全額をもって手数料に充当のうえ、対象口座を解約させていただきます。 ※口座残高以上の手数料のご負担および解約後のお手続きはございません。 ※手数料のご返却および解約口座の再利用には応じられません。
手数料	年間1,320円（税込）

以上

本件に対するお問い合わせ

フリーダイヤル：0120-260-262

受付時間：9：00～17：00

（ただし、土・日・祝日・振替休日・年末年始除く）